

第4回八街市農業委員会総会

平成23年4月22日

八街市農業委員会

平成23年第4回農業委員会総会

平成23年4月22日午後3時 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 加藤孝一 | 8. 長澤恒幸 | 15. 荻嶋 勲 |
| 2. 吉野光輝 | 9. 小出幹夫 | 16. 鈴木勝雄 |
| 3. 鴨志田 進 | 10. 鶴澤 敏 | 17. 山本重文 |
| 4. 中嶋則夫 | 11. 小川 寛 | 18. 三須裕司 |
| 5. 中川利夫 | 12. 落合健一 | 19. 中田眞司 |
| 6. 山本紀市 | 13. 立崎義久 | 20. 関口芳秀 |
| 7. 森 邦央 | 14. 林 和弘 | 21. 関端 旭 |
| | | 22. 川野 繁 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
副主幹	梅澤孝行	主査補	山浦美江子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（知事許可）
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第6号 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認について
- 議案第7号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について

5. その他

- 報告第1号 農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について
- 報告第2号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について
- 報告第3号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

川野会長

平成23年度第4回の総会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年からずっと3月11日までは、野菜の価格等もまあまあに売れて、農家にとっては、いい調子だったなと思っておりました。スイカなどは、今年は天候がよくて、大分よく、付きがよかったと聞いておりますけれども、いかんせん、11日の原発事故以来、野菜の低迷が続きまして、風評被害といえますか、農家にとっては最悪の事態になってきたようでございます。生産はしなきゃしょうがありませんけれども、何しろ風評被害といえますか、原発には直接関係があるような、ないようなあれで、千葉県の大街、こういう場所においては、直接、何マイクロシーベルトとかという問題ではなくて、やはり消費者の気分的なものが大分あるようでございます。早く原発の解決が付くことを願っておるものでございます。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第5条本体で12件、計画変更申請1件、農用地利用集積計画の承認6件、平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認、軽微な農地改良事業適合証明の交付について1件、農地法第5条の規定による届出18件、廃土処理事業の届出5件、農用地利用集積計画の中途解約1件、合わせまして総件数で45件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、あいさつにかえさせていただきます。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

傍聴人の方に申し上げます。

八街市農業委員会総会規則第15条の規定により、傍聴人は議場における発言、可否の表明、その他、騒ぎ立てるような行為はできないことになっております。もし、議長の指示に従わない場合には、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

3月24日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員は三須部長、山本紀市委員、関口委員出席のもと実施いたしました。

3月25日、金曜日。午前10時30分から農家組合連合会長会議がJAいんばの八街支所で開催されまして、事務局の梅澤主査が出席しております。

同じく3月25日、金曜日。午後2時30分から印旛郡市農業委員会連合会臨時総会が佐倉市で開催されまして、川野会長、それから、私が出席いたしました。

4月1日、水曜日。午前8時45分から事務局職員の辞令交付式を会長室で実施いたしまして、川野会長に出席していただきました。転出につきましては、唯主事補、転入につきましては、山浦主査補が転入してきております。

4月5日、火曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員は鈴木部長、中川委員、鴨志田委員出席のもと実施いたしました。

4月15日、金曜日。午後1時30分から部会の現地調査を実施いたしまして、出席委員は川野会長、鈴木部長、中川副部長、荻嶋委員、小川委員出席のもと実施いたしました。

4月19日、火曜日。午後1時30分から部会の面接調査を市役所の第1会議室で実施いたしまして、出席委員は川野会長、鈴木部長、中川副部長、山本紀市委員、荻嶋委員、小川委員出席のもと実施いたしました。

以上でございます。

川野会長 次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長 異議なしということでございますので、異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号4番の中嶋委員、5番の中川委員にお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、市許可分の1番についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹 それでは、議案書3ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、市許可分について、ご説明いたします。

番号1、区分売買、所在八街字東駒袋、地目山林現況畑、面積1千487平方メートル。権利者事由は、農地を取得し、経営規模を拡大したい。義務者事由は、高齢のため、経営規模を縮小したい。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、吉野委員、お願いいたします。

吉野委員 議案第1号1番について報告します。

申請地は市役所より西に約3キロメートル、南方向に約1キロメートルに位置し、市道に面しております。進入路については、権利者の農地と隣接しているため、問題ありません。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター6台、トラック2台、耕運機4台です。労働力は権利者及び世帯員が1名で、常時雇用者が1名。年間作業従事日数は

権利者が350日、世帯員が200日、常時雇用者が200日です。

また、技術力もあり、面積要件について下限面積の50アールをクリアしております。現在、所有している農地の状況は、畑については全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

以上の内容から、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、問題ありません。

調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第1号2番と議案第2号1番につきましては、関連で部会案件となっております。農政部会第2班の班長である中川副部長から一括で説明を願います。

中川副部長

それでは、面接の結果を申し上げます。

農地法第3条の規定による許可申請、議案第1号2番、市許可分及び議案第2号1番、知事許可分の案件について、農地の交換に関連しておりますので、一括で部会の調査報告をいたします。

議案第1号2番、区分交換、所在八街字立合松北、地目畑、面積711平方メートル。議案第2号1番、区分交換、所在八街字立合松北、地目畑、面積2筆合計で224平方メートル。

交換の事由につきましては、所有している農地への進入路が必要なため、地主に要望し、農地を交換してもらおうという申請であります。

それでは、部会の調査報告をいたします。

4月19日、火曜日、面接調査を行いました。当日の出席委員は、農政部会第2班と鈴木部長、川野会長、事務局から梅澤副主幹、麻生さんが出席いたしました。

また、申請人はそれぞれ本人、また、議案第2号1番の権利者については、長男が同席しました。

まず最初に、議案第1号2番、市許可案件について報告します。

交換については、義務者の要望であり、交換により権利者にとっても自分の農地と地続きになるため、効率的な農業経営ができます。

次に、現在の営農状況でございますが、専業農家で主な農業機械はトラクター1

台、耕運機1台、管理機1台、軽トラック1台です。世帯員は3人、うち労働力は3人。農作業従事日数は、それぞれ年間300日。作付状況はハウレンソウ、大根、落花生で出荷先は業者。経営農地は自作地が約90アール、貸付地はなく、過去3年以内に農業経営規模の縮小行為もありません。その他事項として、申請地は現在耕作放棄地になっているが、権利者は農地へ復元するには時間を要するが、復元して耕作するという事です。

また、現在の権利者の所有農地の中に、一部、耕作放棄地になっている農地があるが、山林に囲まれ、篠が生えており、耕作には適しておらず、日陰のため生産性も低いということで、ただし、草刈りなどは適切な管理を行うということで、耕作放棄地についてはやむを得ないと判断いたしました。

次に、議案第2号1番、知事許可案件について報告します。

交換については、自分からの要望であり、その理由として、現在の進入路が狭く、大型トラクターなど通行できないため、進入路を拡幅し、申請地の奥にある自分の耕作放棄地を解消し、耕作を再開するという事です。

次に、現在の営農状況でございますが、兼業農家で長男は消防士だそうです。主な農業機械は28馬力のトラクター1台、管理機1台、軽トラック2台です。

世帯員5人、主な労働力は権利者と長男の2人で、長男の妻と子どもが忙しい時期は手伝っているそうです。

農作業従事日数は、権利者が年間250日、消防士の長男は150日。作付状況は水稲と畑で、家事消費分の野菜で、現在は出荷していないそうです。

経営農地は自作地が田んぼ、約70アール、畑、60アールで、佐倉市の所有農地については、すべて耕作しており、貸付地や過去3年以内に農業経営規模の縮小行為はないということです。

その他、参考事項といたしまして、申請地を取得後、速やかに雑木などを撤去し、進入路として整備すること及び申請地奥の耕作放棄地についても農地復元し、耕作することについて、必ず実行するという事です。

また、進入路については、現在は碎石敷きや舗装は考えていないということです。

以上、聞き取り調査を実施した結果、議案第1号2番及び議案第2号1番の案件につきましては、農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしておりますので、農政部会第2班では、許可相当と判断いたしました。

以上です。

川野会長 班長の報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第1号2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願い

いたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、知事許可分の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、議案第2号1番については、許可相当で決定いたします。

梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、ただいま採決いただきました、市許可案件の議案第1号2番についてですが、議案第2号1番と農地交換に関連する議案でございますので、県許可と同時許可、同時日付の許可でよろしいか、ご審議のほどをいただきたいと思っております。

川野会長

今の副主幹のお話のとおり、同時許可でよろしいかどうか、賛否をとります。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、所在榎戸字富山、地目畑、面積366平方メートル。当初計画の目的、専用住宅用地。計画変更後の目的、資材置場用地。現在、行政書士と兼業で木工品の販売業を営んでいるが、原木をストックしておく置場がないため、当該申請地を資材置場として利用したい。

なお、本件については、議案第4号1番に関連しております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

なお、この案件については、議案第4号1番と関連しておりますので、あわせて報告をお願いします。

1番、三須委員、お願いします。

三須委員

それでは、調査報告をいたします。

議案第3号1番と議案第4号1番が関連しておりますので、一緒に調査報告をいたします。

最初に議案第3号1番の計画変更の承認申請についてですが、昭和61年8月20日に専用住宅地として許可を受けた案件です。この案件は、住宅建設資金の調達が不

可能となったためという理由で、今回の計画変更が議案第4号1番の農地法第5条の規定による許可申請が出されてきた案件です。

それでは、調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は榎戸駅より南に約1.2キロメートルに位置し、公道により進入路は確保されております。農地区分は、周囲は住宅で隣接農地はなく、第2種農地と判断いたしました。代替性はないと思います。

計画面積は366平方メートルで、資材置場です。内容は自然木を利用した工芸品を作成するため、資材置場の樹木、銘木などを自然乾燥を行うとともに、安全作業を行うためのスペースが必要とのことでした。

面積は妥当と思います。資金は自己資金。造成計画は、地表の雑草等を取り除き、整地のみ。路面に面した部分だけ、高低を同じにし、コンクリート舗装し、駐車場スペースを確保するというので、隣接農地もなく、以上のことから、本案件は問題ないと思います。

以上です。

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から5番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から5番までについて、ご説明いたします。

番号1、区分売買、所在榎戸字富山、地目畑、面積366平方メートル。転用目的、資材置場用地。現在、行政書士と兼業で木工品の販売業を営んでいるが、原木をストックしておく置場がないため、当該申請地を資材置場として利用したい。

なお、本件については、議案第3号1番に関連しております。

番号2、区分売買、所在八街字清水沖、地目畑、面積1千978平方メートル。転用目的、宅地分譲9区画及び道路、ごみ置場用地。宅地分譲9区画及び道路、ごみ置場の造成。販売。

なお、本案件につきましては、1千平方メートル以上の土地に対する建築行為を前提とした宅地分譲事業となります。この場合、本市においては開発行為に該当するこ

とから、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨の意見を付すことが妥当と思われる。

番号3、区分売買、所在八街字大池、地目畑、面積254平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積471平方メートル。転用目的、貸駐車場用地。現在、不動産業を営んでいるが、経営規模拡大のため、当該申請地を取得し、貸駐車場事業を始めたい。

番号4、区分贈与、所在八街字大清水、地目畑、面積9.04平方メートル。転用目的、宅地拡張用地。現在、申請地の隣接に居住しているが、宅地を拡張して、ガスの埋設用地として利用したい。

なお、本件は既にガスを埋設し、宅地拡張として利用されていることから、始末書が添付されております。

番号5、区分売買、所在大木字北吉山、地目畑、面積751平方メートル。転用目的、車両置場用地。現在、申請地の近隣で自動車整備業及び自動車販売業を営んでいるが、経営規模の拡大にあたり、車両置場が必要なため、当該申請地を車両置場として利用したい。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番は、先ほど説明済みでございますので、2番から5番までは私の担当でございますので、私から報告いたします。

議案第4号2番について調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約1キロメートルに位置しております。市道に面しており、進入路は確保されております。現地調査の結果、農地区分としては用途地域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は宅地分譲9区画用地ということでございますが、申請面積は1千978平方メートルであり、事業計画との関係において面積妥当と思われる。

資金は自己資金にて賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われる。

周辺農地への支障ですが、隣接農地所有者は、申請者だけで問題はないと思いません。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われる。

以上、調査報告を終わります。

議案第4号3番について、調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南東へ約0.4キロメートルに位置し

ており、位置指定道路に面しており、進入路は確保されております。現地調査した結果、農地区分としては、用途地域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということでございますが、申請面積は471平方メートルであり、事業計画との関係において面積妥当と思われま

す。資金は自己資金にて賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われま

す。周辺農地への支障ですが、周辺にブロック3段積みで、土砂等の流出を防ぐ計画で隣接農地所有者は、承諾しておりますので、問題はないと思えます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

議案第4号4番の調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約1.3キロメートルに位置しており、位置指定道路に面しております。進入路は確保されております。現地調査した結果、農地区分としては用途地域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、目的が住宅拡張用地ということで、申請面積は9.04平方メートルで、既存の宅地面積と合計は299.56平方メートルであり、面積は妥当と思われま

す。既に使用済みのため、始末書が添付されております。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、隣接農地は義務者だけですので、問題はないと思えます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

議案第4号5番について調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南東へ約1.1キロメートルに位置しており、市道に面しており、進入路は確保されております。現地調査した結果、農地区分としては用途地域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は車両置場用地ということですが、申請面積は751平方メートルであり、事業計画との関係において面積妥当と思われま

す。資金は自己資金にて賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われま

す。周辺農地への支障ですが、隣接農地所有者は、義務者だけですので、問題はないも

のと思います。

また、申請地は土地改良受益地ではございません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、何ら問題ないものと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、都市計画法との調整を条件に、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。

次に、6番から9番を議題とします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号6、区分売買、所在八街字北四番、地目畑、面積214平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、家族4人でアパートに居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号7、区分売買、所在八街字北四番、地目畑、面積191平方メートル。転用目

的、宅地分譲1区画用地。宅地分譲1区画の造成、販売。

なお、本案件につきましては、議案第4号8番に関連しております。

番号8、区分使用貸借、所在八街字北四番、地目畑、面積176平方メートル。転用目的、通路用地。上記申請地への通路として利用したい。

本件については、議案第4号7番に関連しております。

番号9、区分売買、所在東吉田字東山、地目畑、面積233平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積917平方メートル。転用目的、長屋住宅用地。現在、秋田県に居住しているが、老後は暖かい千葉県で暮らしたいため、当該申請地に高齢者向けの長屋住宅を建築し、自分も居住しながら、アパート経営により安定した収入を得たい。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

6番、7番、8番、鴨志田委員、お願いいたします。

鴨志田委員 番号6の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南に約1キロメートルのところに位置しております。申請地は公衆用道路に接続し、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内にあるため、第3種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、面積214平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、すべて借入金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、申請地は土砂の搬入などは行いません。また、周囲に既存のブロックが設置してあり、土砂の流出などはありません。

また、隣接農地は義務者のものとなっており、耕作はされてお

りません。用水は公営水道、雨水は浸透枡で、汚水・雑排水は公共下水道へと

なっております。申請地は、土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で、調査報告を終わります。

続きまして、7番、8番は関連しておりますので、一緒に報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南に約1キロメートルのところに位置しております。申請地は公衆用道路に接続し、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内にあるため、第3種農地と判断しました。

本申請は宅地分譲用地191平方メートルと、通路用地176平方メートルということですが、面積妥当と思われま

資金の確保につきましては、すべて自己資金にて賄う計画となっております。
申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。
次に、隣接に対する被害防除計画ですが、申請地は土砂の搬入などはありません。
また、周囲に既存のブロックが設置してあり、土砂の流出などはありません。
また、隣接農地は義務者のものとなっており、耕作はされておられません。
用水は公営水道、雨水は浸透枡へ、汚水・雑排水は公共下水道となっております。
通路用地は浸透性舗装、汚水・雑排水はありません。
申請地は土地改良受益地ではありません。
これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないと思われま
す。

以上、調査報告を終わります。

川野会長
荻嶋委員

続いて、9番、荻嶋委員、お願いいたします。
議案第4号9番の売買です。

まず、立地基準ですが、市役所から見て南東に位置する県道川上線を約5キロメー
トルほど進行したところの風の村の立て看板を立ててある交差点を右折して、約1キ
ロメートル進んだところの左側で、既に数軒の住宅が建っているところなので、畑に
は大して影響もないので、問題はないと思います。

以上です。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたしま
す。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、6番については、許可相当で決定いたします。
次に、7番、8番は関連ですので、一括で、原案のとおり決定することに賛成の委
員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、7番、8番については、許可相当で決定いたします。
次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいた
します。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、9番については、許可相当で決定いたします。
次に、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。
事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹 八街市長より平成23年4月15日付で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、議案第5号、農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。

番号1、所在用草字辺那坂、地目田、面積2筆合計で5千111平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年。再設定です。

次に、番号2、所在用草字道場、地目田、面積2筆合計で2千568平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は1年。再設定です。

次に、番号3、所在上砂字飛砂山、地目畑、面積2千314平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年。新規です。

次に、番号4、所在八街字松富、地目畑、面積3筆合計で5千90平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年。再設定です。

続きまして、次のページ、9ページになります。

番号5、所在榎戸字端田台ほか、地目畑、畑が2筆、山林現況畑が1筆、3筆合計で8千680平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年。再設定です。

次に、番号6、所在朝日字梅里、地目畑、面積3筆合計で9千629平方メートル。利用権の種類は売買になります。

以上です。よろしくお願ひします。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。
次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。
次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。
次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。
次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、5番については、承認することに決定いたします。
次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、6番については、承認することに決定いたします。
会議中ではございますが、ここで、10分間の休憩をしたいと思います。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時00分

川野会長 会議を再開いたします。
次に、議案第6号、平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹 それでは、議案第6号、平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第6号という資料の方をごらんいただきたいと思います。

郵送で送った方と部会のおきにお配りした方がいらっしゃいますが、もし、なければ、何部かありますが、なければ言っていたらと思いたいです。後ろの方、大丈夫でしょうか。

それでは、説明します。

この件ですが、昨年5月の総会におきまして、ご承認いただきました平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきまして、活動の点検・評価(案)を作成いたしました。

内容につきましては、別冊の資料を簡単にご説明したいと思います。

最初に1ページでございますけれども、1ページの1の法令事務に関する点検。さらに1として、総会等の開催及び議事録の作成ということで、この件でございますが、昨年9月より農業委員会のホームページを立ち上げまして、総会の日程、総会議事録を掲載してございます。総会議事録の内容についてでございますが、昨年、農林水産省におきまして、各農業委員会の議事録の一斉点検が行われました。この点検の結果、八街市におきましては、確認を受けたところ問題なく、内容について合格となっております。

続きまして、2ページになります。

2ページの事務に関する点検、(1)農地の権利移動の許可等ということで、ここ

につきましては、22年度中の3条の関係の許可及び利用集積の件数及び点検項目についての実施状況を記入してございます。

続きまして、下の方の(2)番の農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)ということで、これも22年度中の農地法第4条、第5条の件数及び点検項目についての実施状況を記入しております。

続きまして、右側の3ページになります。

(3)遊休農地に対する指導等ということで、これは、昨年度、実施いたしました利用状況調査での遊休農地、いわゆる耕作放棄地の状況について記載するとともに、この点検項目の2段目でございますが、遊休農地等への指導の件数及び改善状況ということで、昨年1件、面積で3.8ヘクタールに対して指導を行っております。

下の改善状況でございますが、口頭により指導を実施、改善されたと書いてありますが、すみません、正誤表を先ほどお配りいたしました、ここに、口頭により指導を実施で、約3ヘクタールが改善されたということで、3.8ヘクタールに対して指導したところ、そのうち約3ヘクタールが改善されたというような状況になっております。

続きまして、下の(4)農業生産法人からの報告への対応ということで、現在、八街市の管内には7法人、7つの農業生産法人がございまして、そのうちの報告書提出の生産法人が3、あとは督促を行った生産法人が1と。この督促を行った生産法人につきましては、督促後に報告書が提出されております。

また、このうち3法人が、まだ、提出がございませんが、これは決算期の関係で提出期限につきましては、9月と6月と12月ということで、これから迎えようとするものでございますので、数字の方が合わなくなっております。

続きまして、4ページでございますけれども、4ページの(5)地域農業者等からの意見等につきましては、これは後でご説明しますが、皆さんからの意見に基づきまして、こちらに記載するものでございます。

続きまして、右の5ページになります。

2の促進等事務に関する評価。1、認定農業者等、担い手の育成確保ということで、まず、現状としての農家数と、うち主業農家につきましては、昨年度、実施されました農林業センサスの最新の数値を掲載してございます。

また、下の(2)平成22年度の目標及び実績ということで、目標が5経営、これが認定農業者を5経営増やすということでしたが、下の実績を見ていただくとわかるんですが、ゼロということで、内容といたしましては、6増6減と。6人の認定農業者が増えたんですが、3月末、最終的に集計したところ、更新しない人が3人、死亡した方が1人、廃業が2人ということで、最終的には6増6減でゼロでございました。このようなことから、一番下にあります(4)評価の(案)の目標に対する評価でございますが、実態を踏まえた目標値の再検討が必要ということで、農家がだんだ

ん減っている中、今後はなかなか増が見込めないということで、ここら辺につきましては、再検討が必要ということで、評価の案を入れてございます。

続きまして、6ページになります。

6ページにつきましては、皆様方からの意見等をこちらに記入して、皆様方の意見を踏まえた評価の決定をしていく予定でございます。

続きまして、7ページでございます。2の担い手への農地の利用集積ということでございますが、こちらの(2)平成22年度の目標及び実績でございますが、目標10ヘクタールに対しまして、13ヘクタールということで、22年度中に承認を受けました利用集積から、その中で新規から未更新、更新をしなかった方と解約をした方を差し引いたところ、最終的に13ヘクタール増えたということで、記載をしてございます。

また、下の5番、6番につきましては、皆様の意見をいただきまして、その後に新たに評価を修正するものでございます。

続きまして、3番の耕作放棄地の解消ということでございまして、(1)現状課題及び平成23年度の目標でございますが、この管内の農地面積につきましては、昨年度の農林業センサス、それと、この耕作放棄地の面積につきましては、利用状況調査で求めた面積ということで、耕作放棄地の率としては8.66パーセントが耕作放棄地であるということでございます。

次の(2)平成22年度の目標及び実績でございますが、目標後に対しまして、これも正誤表をお配りしてありますが、4.15と書いておりますが、すみません、これは3.34ヘクタールです。3.34ヘクタールが解消ということで、達成率につきましては、83パーセントではなくて、66.8パーセントという形になります。

なお、これにつきましては、先ほどご説明した指導による耕作放棄の改善が3ヘクタールプラス、もう1カ所、五区地先でございますけれども、0.34ヘクタールの耕作放棄の解消があったということでございます。

それで、(2)の累計でございますが、22.15ではなくて、21.34ということで、ご訂正のほどをお願いしたいと思います。

続きまして、隣の9ページにつきましては、皆様の意見に基づきまして評価結果等をここで、また、修正していくものでございます。

続きまして、次のページ、10ページ、4の違反転用への適正な対応ということで、違反転用の状況は、現在3件で、0.3ヘクタールということで、目標及び実績については、従来のおり広報活動等を行うということであります。下の5番につきましては、皆様方の意見をこちらに記載いたしまして、隣の11ページは、その意見等を受けて評価を決定していきたいと思っております。

続きまして、12ページになります。

農地パトロールにつきましては、特に、こちらに書いてあるとおりでございませ

て、3番、4番につきましては、ご意見等、また、ご意見に基づいて評価の決定をするものでございます。

続きまして、6番の農地情報の整備と共有化でございますが、(1)平成22年度の活動計画及び活動実績ということで、その表の4つ目、共有化に関する活動の実績ということで、昨年度は地図データを導入いたしまして、農地の利用状況調査に活用いたしました。

また、あと3番、4番につきましては、皆様の意見及び、その意見に基づいた評価の決定をしていくものでございます。

なお、今後の予定でございますけれども、本日、ご承認をいただきました後に、皆様に意見をいただきまして、6月の総会で修正案を提出し、ご承認をいただいた後に国に報告することになっております。

また、本日、平成22年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検・評価(案)ということで、意見書を皆様のところにお配りしてあります。もし、皆さん、この中で、この内容の中に意見等がある方は、次の総会までにご提出の方をお願いしたいと思います。特に、ご意見等がないようであれば、特に意見書の提出等は必要ございませんので、あわせて申し添えますので、よろしくお願いいたします。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑ないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、議案第6号については、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、議案第7号、軽微な農地改良事業適合証明の交付について、ご説明いたします。

番号1、所在四木字北四木、地目畑、面積1千983平方メートル。目的、軽微な農地改良。工事期間、平成23年4月25日から平成23年5月25日まで。

以上です。

川野会長 1番について、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、関端副会長、お願いいたします。

関端副会長 それでは、議案第7号1番について報告をいたします。

まず、所在でございますが、市役所から南の方に約5.5キロメートルの地点でございます。この軽微な農地改良というのは、昨年許可になりましたところの資材置場の拡張の農地がございまして、その農地の黒土部分を処理したいということでございまして、隣に農地を売った農地が、まだございまして、その農地に黒土部分をそのまま撒くといえますか、乗せてしまいたいというので、要するに持ち出しや何かはできませんので、それで農地改良を行いたいという申請でございます。

したがって、現状のままの上に削った黒土部分を、ただ乗せるということでございますので、特に問題になるようなことはなかろうと思っております。黒土を乗せる厚さでございますが、主に20センチメートル前後であろうということでございまして、現状は空き畑になっておりますが、きちんとトラクター等で耕されておまして、改良後におきましては、落花生を作付するということでございますので、地元委員といたしましては、問題はなかろうというふうに判断をいたしました。

以上でございます。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。議案第7号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、その他に移ります。

報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

なお、本案件1番から18番までの全件につきましては、すべて同一申請者による同一事業となりますので、1番におきまして、全件の事業地の合計面積について、ご報告させていただき、2番以降につきましては、説明を省略させていただきます。

番号1、所在八街字北夕日丘、地目畑、面積3千272平方メートルのうち1千531.93平方メートル。これに、2番から18番までの筆数28筆を加えた計29筆の合計面積は2万1千579.69平方メートルとなります。

事業目的、仮設道路及び資材置場用地。事業内容、北総中央水利事業西夕末端用水路工事に伴う仮設道路及び資材置場として一時的に使用する。

一時転用期間、平成23年3月28日から平成23年9月30日まで。

以上です。

川野会長 これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第2号、廃土処理事業の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 報告第2号、公共事業施行による廃土処理事業の届出について、ご説明いたします。

なお、本案件につきましても、1番から5番までの全件について、すべて同一申請者による同一事業となりますので、報告第1号と同様に、1番におきまして、全件の事業地の合計面積についてご報告させていただき、2番以降の説明については省略させていただきます。

番号1、所在八街字四番野、地目畑、面積5千442平方メートル、これに2番から5番までの筆数5筆を加えた計6筆の合計面積は1万52.29平方メートルとなります。

事業目的、公共土砂等利用による農地造成。事業内容、北総中央農業水利事業施行に係る廃土処理。

工事期間が平成23年4月12日から平成23年9月30日です。

以上です。

川野会長 これも報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第3号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹 報告第3号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご説明いたします。

番号1、所在朝日字梅里、地目畑ほか7筆、7筆合計で1万4千66平方メートル。中途解約の成立日、引渡時期ともに、平成23年3月31日です。

以上です。

川野会長 これも報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

以上で本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでした。

藤崎事務局長 閉会を宣す。(午後4時30分)

議事録署名人

議 長

4 番

5 番